

# 集金サービス等お取扱いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当JAでは、社会環境の変化に伴う危険防止の観点から、集金サービス等の見直しを行います。今後、今まで以上に、資産・相続・農業融資・生活ローン等の相談サービスに力を注ぎ、皆様のお宅へ訪問させていただきたいと考えております。令和2年4月からは、定期積金の集金サービス等につきましては見直しを図り、便利な口座振替のご利用または窓口への来店をご案内させていただくこととなりました。詳しくは、お近くのJAにしうわ各店舗または金融渉外担当者までお尋ねください。引き続き、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

## 大切なお知らせ

### 現金・通帳・証書等 重要物のお預かりについて

当組合では、皆様の大切な財産を正確にお預かりするため、以下のような取扱いを徹底致します。

貯金等の入出金の際には、十分内容をご理解くださいますようお願い申し上げます。

- ①当組合職員が、現金・通帳・証書等重要物をお預かりする際には、必ず組合書式の「受取書」を発行し、お渡し致します。「受取書」を発行せずに現金・証書等をお預かりすることは致しません。尚、名刺やメモ書き等で代用することもございません。
- ②通帳・証書等重要物は事務手続きの間、お預かりするもので、長期間（概ね3日以上）お預かりすることはありません。
- ③現金をお届けの際に「受領書」の交付を受けることとし、返却物件をご確認の上、必ずお客様ご自身が自署・押印をお願い申し上げます。又、職員が貯金等の印鑑をお預かりすることもございません。
- ④貯金払戻申込書には必ず、署名・押印の上、日付・金額も併せて自署願います。その際には金額の左端に【¥マーク】をご記入ください。
- ⑤総合口座通帳は、最低でも月1回以上の記帳をお勧めいたします。ご記帳は、最寄りのATMコーナー、支店・出張所窓口又は、渉外担当者にお申し付け下さい。

万一、上記の取扱いが守られていない場合や、ご不審な事案がございましたら、『お近くのJAにしうわ 各店舗』までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

### <お問い合わせ>

■金融部 Tel 24-11118	■管理部 Tel 24-11111	■八幡浜支店 Tel 24-22222	■矢野崎出張所 Tel 22-2130	■神山出張所 Tel 22-3522
■真穴事業所 Tel 28-0211	■川上事業所 Tel 27-0311	■日土出張所 Tel 26-1111	■三瓶支店 Tel 33-1211	■保内支店 Tel 36-0111
■伊方支店 Tel 38-0311	■瀬戸出張所 Tel 53-0211	■三崎出張所 Tel 54-1122		